

## 研修参加型共同利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市民病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 病院の行う研修会及び研究会を広く地域の医療従事者に開放して、共に研修及び研究を進め地域の医療従事者の資質の向上を図ることを目的とする。

(対象研修会・研究会と利用できる対象者)

第3条 当院で地域の医療従事者に公開しようとする研修会及び研究会を地域医療機関に周知する。なお、研修会・研究会への参加のための事前の登録は不要とする。

(利用時の手続き)

第4条 当該共同利用制度による研修会・研究会を利用する際は利用簿に必要な事項を記入することとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成24年6月21日から実施する。